議会運営委員会次第

日　時　令和７年７月９日（水）
　　午前１０時開議
場　所　第３・４委員会室

１　開会

２　議題
（１）令和７年第２回定例会の運営について
　ア　追加議案について
　イ　議事日程について
　ウ　請願・陳情の採決方法について
　エ　意見書等の取り扱いについて
　オ　本日の本会議開会前の日程について
（２）議会基本条例の検証及び見直しについて
（３）ペーパレス化について
（４）所管事務調査（行政視察）について
（５）その他
　ア　令和７年第３回定例会の会期日程について
　イ　その他

３　閉会

別紙１

令和７年流山市議会第２回定例会日程表（第６号）

令　和　７　年　７　月　９　日
午　後　１　時　開　議

第１　議案第３９号　令和７年度流山市一般会計補正予算（第１号）

議案第４０号　流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４１号　流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４２号　流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４３号　流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４４号　流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４６号　流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４７号　流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４８号　工事請負契約の締結について（流山スポーツフィールドＡ面人工芝化工事）

議案第４９号　財産の取得について（高規格救急自動車購入）

別紙１

議案第５０号　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５１号　流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５２号　流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５３号　市道路線の認定について

議案第５４号　令和７年度流山市一般会計補正予算（第２号）

請願第　１　号　「食料自給率向上都市宣言」を求める請願書

陳情第　９　号　学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書

陳情第１０号　流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める陳情書

陳情第１１号　すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書の国への提出を求める陳情書

陳情第１２号　国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の国への提出を求める陳情書

（委員長報告・質疑・討論・採決）

第２　議案第５７号　人権擁護委員の推薦について

議案第５８号　人権擁護委員の推薦について

議案第５９号　教育委員会委員の任命について

（議案上程・提案理由説明・採決）

第３　発議第　６　号　ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議について

発議第　７　号　留学希望の学生ビザに対する不当な制度等の撤回を求める決議について

発議第　８　号　米の増産と米農家の所得補償等を求める意見書について

発議第　９　号　直ちに消費税減税の実施を求める意見書について

別紙１

発議第１０号　学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書について
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）

第４　所管事務の継続調査について

別紙２

令和７年流山市議会第２回定例会

委 員 会 審 査 報 告 書

流　　山　　市　　議　　会

別紙２

令和７年７月３日

流山市議会議長　石原　修治　様

総務委員長　渡辺　仁二

総務委員会審査報告書

令和７年流山市議会第２回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　考
議案第３９号	令和７年度流山市一般会計補正予算（第１号）	可　　決	５　対　１
議案第４０号	流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４１号	流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	４　対　２
議案第４２号	流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４３号	流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４４号	流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４５号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致

別紙２

番　　号	件　　名	審査結果	備　考
議案第４６号	流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４７号	流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第４８号	工事請負契約の締結について（流山スポーツフィールドＡ面人工芝化工事）	可　　決	全会一致
議案第４９号	財産の取得について（高規格救急自動車購入）	可　　決	全会一致
議案第５４号	令和７年度流山市一般会計補正予算（第２号）	可　　決	全会一致

別紙２

令和７年６月３０日

流山市議会議長　石原　修治　様

教育福祉委員長　海老原　功一

教育福祉委員会審査報告書

令和７年流山市議会第２回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　考
議案第５０号	流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	５　対　１
議案第５１号	流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
陳情第　９　号 項目１（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第　９　号 項目２（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	５　対　１
陳情第　９　号 項目２（２）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	５　対　１
陳情第　９　号 項目２（３）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	５　対　１
陳情第　９　号 項目３（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	不　採　択	１　対　５
陳情第　９　号 項目３（２）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	５　対　１
陳情第　９　号 項目３（３）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致

別紙２

番　　号	件　　名	審査結果	備　考
陳情第　９　号 項目４（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第　９　号 項目５（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第　９　号 項目５（２）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第　９　号 項目５（３）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第　９　号 項目６（１）	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	採　　択	４　対　３
陳情第１０号	流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める陳情書	不　採　択	２　対　４
陳情第１１号	すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書の国への提出を求める陳情書	採　　択	５　対　１

別紙２

令和７年７月１日

流山市議会議長　石原　修治　様

市民経済委員長　おだぎり　たかし

市民経済委員会審査報告書

令和７年流山市議会第２回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　号	件　名	審査結果	備　考
請願第１号	「食料自給率向上都市宣言」を求める請願書	不採択	２対４
陳情第１２号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の国への提出を求める陳情書	採択	全会一致

別紙２

令和７年７月２日

流山市議会議長　石原　修治　様

都市建設委員長　西尾　段

都市建設委員会審査報告書

令和７年流山市議会第２回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
議案第５２号	流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	５　対　１
議案第５３号	市道路線の認定について	可　　決	５　対　１

別紙３

令和７年流山市議会第２回定例会

委　員　長　報　告　書

流　　山　　市　　議　　会

総務委員会委員長報告書

令和７年７月９日

総務委員会に付託されました議案１２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第３９号「令和７年度流山市一般会計補正予算（第１号）」について報告します。

本案は、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に関連する経費を追加するほか、市民の森用地購入、木造住宅耐震改修補助金や避難行動要支援者等管理システム導入に関する経費などを追加するものです。また、これに関連する歳入の追加等所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ１億３，５２８万９千円を追加し、８５６億４，７２８万９千円とするものです。

審査の過程における討論として、

１　３点指摘し、反対の立場で討論する。

ジェトロ跡地公共施設賃貸借事業について、以下のとおり大きな課題があると考える。

１、事業開始から３０年後の時点でのコストのみでメリットを強調するが、市が直接発注に関われないことは、地元事業者の育成や活用を狭め、且つ、現場で従事する労働者の処遇を改善する機会が失われる危険性がある。

２、以前は、流山おおたかの森Ｓ・Ｃ内に出張所があったが、現在はスターツおおたかの森ホール内へ移動している経過からも、賃貸借を３０年とする計画は利用の保証ができず、将来的な柔軟な利活用の支障となる場合も想定される。

３、このような大きな事業は、資本力が大きな民間株式会社が担うこととなる。それ故、株式の利益を優先し、地域住民の福祉の増進が、二の次、三の次にされてしまいかねない。

なお、補正予算の債務負担行為で、１６億８千万円もの大きな金額で、３０年にも及ぶ超長期事業はまれである。建設までまだ一定の時間があることから、賛成・反対の立場を超えていろいろ熟議を保障するべき事案である。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５４号「令和７年度流山市一般会計補正予算（第２号）」について報告します。

本案は、定額減税しきれない方に対する調整給付金の支給において、令和６年の所得額を基に算出した所要額との比較で不足が生じた分を給付するもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ７億２，０２１万１千円を追加し、８６３億６，７５０万円とするものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

本案は、昨年に行われた定額減税に伴う給付を行うためのものだが、家計支援としては恩恵が薄く、恒常的な所得増にはならず経済効果も薄く、制度設計が極めて複雑で自治体業務への負担が甚だしいことなどから、この制度に対して我が党は反対している。

実際に、恒常的所得向上とはほど遠く、結果的にも経済効果は確認できず、給付対象者ごとに給付額が異なる上に、市民への説明も容易ではない制度となってしまった。その複雑で膨大な業務が、人手が足りない自治体に押し付けられた。全国市長会も「相当の事務負担が見込まれる」として特別意見を発表している。

しかしながら、問題の多い制度であっても、自治体はその制度に基づいてすでに給付を行っており、今回の不足額給付は、その避けられない後始末であることから、これを行わないわけにいかないことを認める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号「流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、附属機関である流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、４対２をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４１号「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、地方公共団体情報システムの統一・標準化による標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、住登外者宛名番号管理機能に係る事務を個人番号が利用できる事務として追加するとともに、住登外者

宛名情報を庁内連携において利用できる特定個人情報に追加し、その細則について規則に委任するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

本案の本当の意味や狙いは、第一には、個人情報の保護の不十分さや国による過度な情報の一元的管理と統制への批判がやまないマイナンバー制度と、マイナンバーカードの拡張利用と普及を、「住民の利便性の向上」などの建前で、さらに強引に推し進めるものと受け止めている。第二に、これまでは自治体の裁量的運用による人道的運用が可能であった外国人への生活保護の適用の余地が、国の準法定事務化によって統制され排除される可能性が高まるものと考えている。

ＥＵ諸国においては、日本のマイナンバー法に似た制度を作ったが、今はそこから抜け出そうとしている。また人権に重きを置く諸外国では、外国人への福祉施策の適用が法律によって保障され、外国人の福祉を保障している。国による情報管理強化と個人情報の民間企業などへの提供をさらに推し進めようとする動きや、外国人を福祉施策の対象から排除しようとする動きには、断じてくみすることができない。

２　反対の立場で討論する。

マイナンバー制度の利活用や利便性向上を目的としているが、個人情報の悪用や流出の危険性は引き続き高まっており、そのような危険性が根本的に解消されていない。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４８号「工事請負契約の締結について（流山スポーツフィールドＡ面人工芝化工事）」について報告します。

本案は、流山スポーツフィールドＡ面人工芝化工事に係る工事請負契約を締結するものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、賛成の立場で討論する。

市民要望が実り、いよいよ動き出すということは一定評価するものの、プラスチックによる環境汚染、ＰＦＡＳ汚染、ヒートアイランド現象等についての状況は、この１０年で大きく変化しており、市民の希望・利用に応えつつも、地球にも優しい取組も不可欠と考える。市民プールなどでも適正な維持管理・設備の更新が不十分な場面に出会うが、今事業では適正な維持管理と更新がしっかりなされるよう指摘する。

がありました。
採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
次に、議案第４９号「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」について報告します。
本案は、救急業務を的確に実施するため、更新基準に基づき、高規格救急自動車２台を購入するものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
次に、議案第４３号「流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。
本案は、消防組織法第３９条第１項の規定による消防の相互の応援及び同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として業務に従事した場合の手当の額を国に準じて定めるとともに、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫作業に従事した場合の手当の額を県に準じて定めるほか、所要の改正を行うものです。
審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
能登半島地震のように、余震が続くような危険極まりない現場への派遣や、鳥インフルエンザの防疫作業も、命の危険が伴い、家族に不安や心配を広げてしまう作業である。
鳥インフルエンザ対応における市の職員の派遣について、余りにも劣悪だと改善を求めてきたが一歩前進と言える。作業に見合った更なる増額の改正を国・県に求めるよう要望する。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
次に、議案第４４号「流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第４５号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上２件は関連がありますことから、一括して審査しました。
一括審査した議案２件については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するもの並びに、妊娠及び出産時並びに育児期の職員への仕事と育児との両立支援制度の利用に関する意向確認等について定めるものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第４４号及び議案第４５号の以上２件は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと

決定しました。

次に、議案第４２号「流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、市長の事務部局の職員の定数を８００人から８７０人に増員するとともに、定数外とする職員に配偶者同行休業取得者並びに国及び他の地方公共団体への派遣職員を加え、職員の定数の適正化を図るものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、賛成の立場で討論する。

わが党はこれまで適正配置の立場から増員を求めてきたので、今回の増員は歓迎する。しかし、まだまだ不十分過ぎる。人口増に伴い、多様化している市民要望への対応に加えて、公務労働の継承・業務の改善、それらを鑑みて、適正な職員配置にするには、一般事務職員はもとより、特に心理士や精神保健福祉士、児童福祉司、保育士、土木建築技師、保健師、機械管理員等、様々な専門職の増員は不可欠である。更なる増員を要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４６号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額を改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第４７号「流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、流山市議会議員及び流山市長の選挙に係る選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額を引き上げるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上

教育福祉委員会委員長報告書

令和７年７月９日

教育福祉委員会に付託されました議案２件、陳情３件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１０号「流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める陳情書」について報告します。

本件は、昨年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、千葉県が「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定したことから、県の基本計画を受け本市において広く女性支援施策の拡充を求めるものです。

初めに、当局より

項目１及び２については、国の方針に即し、県の基本計画を勘案し、市では令和７年３月に「流山市第５次男女共同参画プラン」を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画として策定しました。本プランは、流山市男女共同参画審議会やパブリックコメントを経て策定しております。プランの基本的施策７に「困難な問題を抱える女性への支援」を位置づけ、「様々な困難を抱えている方への相談窓口の周知」や「支援体制の充実」に向け、現在、関係部署が取り組みを行っています。

項目３については、流山市要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、必要に応じて本人、関係部署、支援施設等による会議を開催し、支援方針の確認等を行ってきました。これは、千葉県の基本計画において、市町村にも設置を働きかけている「『個別ケース検討会議』等の支援調整会議」と同等の機能を持つものと認識しております。

項目４については、困難な問題を抱える女性の相談窓口の案内を市ホームページへの掲載や女性トイレへの小型カードの設置などにより、周知・啓発を図っております。また、企画政策課男女共同参画室が「女性の生き方相談」を実施し、専門の女性相談員による幅広い相談支援を継続して行っています。今年度は、子ども家庭課虐待・ＤＶ防止対策室に、「こども家庭相談員・女性相談支援員」を配置し、相談先の分からない

困難女性や若年女性が情報にたどりつきにくいなどの課題を解決するため、商業施設やドラッグストア等に啓発物を依頼するなどにより、困難を抱える女性が自身の状況への気づきや支援を受けられることをより広く周知・啓発してまいります。

との意見がありました

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

本陳情は、困難を抱える女性への支援体制をより充実させるべきという趣旨であり、支援の重要性については強く賛同するものである。すでに市で一定の取り組みが進められているが、特に、社会的に孤立しがちな方々の声を把握することや、周知・啓発の強化は今後も必要と考える。

２　不採択の立場で討論する。

願意については理解するが、「流山市第５次男女共同参画プラン」を令和７年３月に策定したこと、今年度から子ども家庭課虐待・ＤＶ防止対策室に「こども家庭相談員・女性相談支援員」を配置していることや、周知についても工夫して努力していることを確認したことから不採択とする。

３　不採択の立場で討論する。

各陳情項目について、既に本市で実施されており、今後も継続的に支援の充実及び個別の項目に関する調査も強化されるものと捉えることから、本陳情の趣旨には賛同するが、不採択とする。

４　採択の立場で討論する。

陳情の内容はすでに取組を進められているが、女性の権利を守るために更に取組を強化することを求め、賛成とする。

５　１点要望し、不採択の立場で討論する。

全ての項目に対して賛同するが、市がほぼ全て行っていることから不採択とする。ただし、広範な社会調査を実施するということに関しては、まだ不十分な点があると思うので、強化するよう要望する。

がありました。

採決の結果、２対４をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第９号「学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書」について報告します。

本件は、現状の教育制度は学習者の声が十分に反映されていないので、

学習の当事者の意見を政策に反映することでより良い学びの環境を実現し、こども基本法に則りこどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先にされることを求めるものです。

初めに、当局より、

項目１（１）については、こども基本法の理念や令和７年３月に策定しました「流山市こども計画」に基づき、こどもや若者を権利の主体として尊重し、市政に意見を反映させる仕組みづくりを積極的に進めています。具体的には、小・中学生対象の「こども会議」を今年度から毎年実施し、グループでの話し合いを通じて、施策提言を行う機会を設けます。高校・大学生では、「若者まちづくり事業」を開始し、本市の課題についてグループディスカッションやフィールドワークなどを通じて、若者の視点からの施策提言をいただく取組を今年度から実施します。幅広い年代のこどもが、それぞれの発達段階に応じて政策決定過程に参画し、意見表明できる環境を整備してまいります。

項目２（１）については、本市の教員不足の解消には、勤務する教員が辞めないようにすることや流山市で働きたいと希望する教員が増えるように努めることだと考えます。これまで校務支援システム、自動採点システム、電子黒板などを導入して教職員の負担軽減を図ることや、若手職員を中心として教職員の士気が上がるような企画を計画・実施させることで職場環境の見直し、活性化を支えてきました。

項目２（２）については、教職にやりがいを感じ、生き生きと働けるような環境づくりは重要で、市として取り組むべきところです。各学校では、日常の業務の中で悩み事や心配事があった際には、複数の職員が関わることで責任が一人に集中しないようにしています。また、毎年、全教職員を対象にストレスチェックを実施し、教職員の現状を把握するとともに、各々が客観的に自身を振り返るきっかけとしています。

項目２（３）については、市では特別支援学級の介添員や、普通学級で個別の支援が必要な児童生徒の支援を行う学習サポート教員等、様々な職種の職員を雇用しています。いずれも近隣他市と比較しても手厚いものとなっています。

項目３（１）については、学校に政治家を招くことは教育公務員の政治的中立性を疑わしめる行為になりかねないため実施は難しいと考えます。しかし、社会科の公民分野を中心とした主権者教育の充実を図るよ

う引き続き指導助言を行ってまいります。

項目３（２）については、主権者教育の実現には、社会への関心を高めるとともに、多様な情報を収集・分析し、多角的に考察する力を高めることが重要です。日常生活の中で社会の課題に関心を持つよう各学校に新聞の配架をしていますが、引き続き予算要望をしてまいります。また、生徒会活動に限らず特別活動全般において、その目的が達成できるよう指導助言を行ってまいります。

項目３（３）については、令和７年２月に校則の見直しに関する調査を全中学校対象に実施したところ、全ての学校が議論の場を設け生徒の意見を取り入れる活動を実施していました。学校によって議論する方法や時間は異なりますが、委員会活動や生徒総会を活用し、民主的な意思決定の仕組みで校則を見直す活動が行われています。

項目４（１）については、一人一台タブレットにオンラインドリルを整備しています。一人ひとりの学習状況や正誤に応じてＡＩが問題を選定し出題するため、身に付けたい力や理解度に合わせて学習を深めることができます。別室登校については、現在、校内支援センター設置、運営を各校で進めているため、各校の実状に合わせた体制づくりを推進してまいります。

項目５（１）については、国から通知等があった際には、児童生徒に紹介できるようにしていきます。国内留学の機会提供を国に求めることについては、検討していきます。

項目５（２）については、国や県から通知があった際には、学校や保護者を通じて、児童生徒に情報が届くようにしていきます。

項目５（３）については、学校における防災教育として、避難訓練、防災マップを活用した授業、家庭と連携した引き渡し訓練等を行っています。また、予告せずに行う避難訓練、学校と地域住民が合同で防災訓練を実施する等､想定外の事態への対応力を高める実践も進めています。また、英語教育については、各小中学校にＡＬＴ等を配置し、自分の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を通して、既習語彙・表現等を実際に活用しながら学びを深めることを目指しています。今後も、各学校の実践などを共有することで、ＡＬＴ等の効果的な活用方法について研究してまいります。

項目６（１）については、令和７年度の市全体の授業時数は令和６年

度と比較し、小学校１年生から中学校３年生まで全学年で縮小となっています。また、教育課程編成の工夫例として、小学校１年生の日課を５月末まで４時間授業としたことで保育園、幼稚園からの接続が円滑になったこと、朝学習の時間を廃止して朝の時間にゆとりを持たせたこと、各学校ではそれぞれの実態に応じて教育課程を編成しています。

との意見がありました

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したこと申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、項目３（１）以外を採択する立場で討論する。

項目３（１）については、教育基本法による難しさがあり不採択とする。そして項目３（１）に関連し市議会を傍聴する機会をさらに広めることを要望する。

２　項目３（１）及び項目６（１）は不採択、それ以外は採択の立場から討論する。

項目３（１）は、教育基本法上の困難さがあること、項目６（１）は陳情者の願意が確認できず、真意が不明だったこと、また、「朝の小１の壁」の問題が提起され、始業時間の見直しは多くの家庭がこの問題に直面する恐れがあること等、慎重な議論が必要と捉えることから、項目６（１）についても不採択とする。

３　項目２、項目３（１）（２）、項目６（１）については不採択、それ以外の項目については採択の立場で討論する。

教育政策に学習者の声を反映させてほしいという本陳情の趣旨には、十分に賛同する。こどもを権利の主体と捉え、当事者の声を大切にする姿勢は、これからの教育行政にとって必要不可欠な視点である。

一方で、陳情には教育政策の主旨とは異なる項目も含まれ、例えば生徒会予算の制度化、始業時間の見直しといった内容は、陳情の本筋である「学習者の声の反映」とは直接関係しないと考える。

本陳情が示す、多様な学びの選択肢を整えていくことは、今後の教育の方向性として非常に意義深く、児童生徒から陳情が提出されたことを重く受け止めている。

４　項目３（１）と項目６（１）を不採択、それ以外は採択の立場で討論する。

項目３（１）は教育基本法の中立性ということで不採択とする。項目６（１）は、他者の時間の尊重ということと、規則正しければ正しいほど健康である。そのような観点から不採択とする。

５　採択の立場で討論する。

こどもたちのリアルな声は、社会制度上１００％すぐには取り入れられないこともあるかもしれないが、新しい時代を作っていく若い人たちの希望の声であり、どの項目も採択すべきものである。

がありました。

採決の結果、項目１（１）、項目３（３）、項目４（１）及び項目５（１）から（３）は全会一致をもって、項目２（１）から（３）及び３（２）は５対１をもって、項目６（１）は４対３をもって採択すべきものと決定し、項目３（１）は１対５をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１１号「すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、

１　医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げ支援策の実行。

２　すべての医療機関と介護事業所を対象とした、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる改定の実施。

３　千葉県における病床や救急医療の維持と、病院食に向けた県独自助成の実施。

を要望する意見書を関係機関に提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

項目１及び項目２については、令和６年度の診療報酬改定において人材確保や賃金上昇に向けた取組としてベースアップ評価料が創設されています。厚生労働省が実施した令和６年度介護従事者処遇状況等調査において、令和５年度と比較して基本給等について４．６％増、平均給与額について４．３％増といった結果が公開されています。市としてはこれらの既に行われた施策の状況と結果検証を踏まえ、国の動向を引き続き注視してまいります。また、診療報酬等について審議する厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、令和８年度の診

療報酬改定については、「物価、賃金、医療機関の経営について、これまでとは相当異なる状況」であることを踏まえて議論するとされております。よって、すべてのケア労働者の持続的な賃上げや、人員配置増・診療報酬の改定に向けた支援については、国において実施されるものと考えています。人材確保では、厚生労働省は、有識者による「福祉人材確保専門委員会」を設置して今後の取組みを強化するとし、さらに陳情項目については、全国知事会より令和７年５月１５日に「介護・障害福祉サービス等報酬の見直し及び財政支援」の要望を、全国市長会より、令和６年１１月１４日に「介護保険制度の充実強化に関する重点提言」を、令和７年３月１７日に「地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等の物価高騰対策等に関する緊急要望」を厚生労働省に対して既に行っていることから、市としては国の示している方針を踏まえ、引き続き動向を注視してまいります。

項目３については、千葉県が県の責務として千葉県保健医療計画に基づき医療体制の維持構築に取り組んでいることから、千葉県の動向を注視してまいります。物価高騰に苦しむ病院食に向けた助成については、食材費の高騰に対応して、令和６年６月に診療報酬の食事療養費の基準見直しを行い､令和７年４月には再度の基準額の引上げが行われました。令和６年６月の食事療養費の引き上げまでの４、５月分の支援として県において実施されていた医療機関等食材料費高騰対策支援事業は、終了しています。今後も、国、県の動向を注視してまいります。

との意見がありました

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

市独自に、流山市介護福祉士修学資金貸付事業や流山市介護職員等処遇改善事業など様々行っている。国の助成が足りないことから市独自で行っているが、他自治体も同様であり全国市長会、全国知事会から要望書が提出されている。さらなる国の支援実現のため採択すべきとする。

２　不採択の立場で討論する。

本陳情の趣旨である「ケア労働者の処遇改善」や「地域医療の持続性確保」は、重要な課題であると認識しているが、以下の点から不採択の立場で討論する。

１、すでに国において「処遇改善加算」や「ベースアップ評価料」な

どの制度が実施されており、国・県・市それぞれの役割を整理し、市としてどこまでできるのかを踏まえたうえで議論を深めていくべきではないかと考える。

２、報酬の「抜本的な引き上げ」が、社会保険料や公費負担の増加という形で国民全体の負担を引き上げる要因となりかねない。慎重な議論が必要である。

３、病床削減や病院食助成に関する要望は精緻さに欠け、千葉県内では医療資源の分布に地域差があり、単に「病床を減らすな」と一律に要望することが､医療の質の確保に直結するとは限らない｡また、病院食に対する助成を行う場合も、県内の病院運営の現状や既存制度との関係性を丁寧に検証したうえで進める必要がある。

本陳情は、国の政策動向や財源の裏付け、地域ごとの実情への配慮に欠ける面があり、実効性の面でも課題があると考える。

３　採択の立場で討論する。

医療と介護の危機を救うためには、陳情書の採択なくしては実現できないものであり、どの陳情項目も採択すべきものである。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第５０号「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、公の施設である流山市赤城福祉会館の管理を指定管理者に行わせることができるように改正するものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

長年直営で運営している福祉会館及び児童センターについて、民間事業者への運営委託、いわゆる指定管理者制度導入の提案であるが、現代の多様なニーズに対応するためには、柔軟性や専門性をもつ民間事業者との連携は必要であり、行政だけでは対応しきれない部分を地域の力とともに支えていくという視点は、今後ますます重要になると考える。そうした意味で、今回の制度導入については理解する。

２　１点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は指定管理者制度そのものに反対している。新たに転入された方々の中には両親がいない中で子育てをする、また近くに家族のいない

高齢者も増加しており、身近な相談窓口として、福祉サービスに繋がる入口として、福祉会館の役割は重要な時期を迎えていることから、直営で運営すべきと指摘する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第５１号「流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市いじめ対策調査会の委員の上限人数を増やすほか、教育委員会がいじめの重大事態に係る調査を実施する場合において、いじめを受けた児童等及びその保護者が同調査会によらない調査を希望するときは、教育委員会が直接調査を実施することを可能とするものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

教育委員会いじめ防止相談対策室による調査が、現場での迅速な対応や保護者との丁寧なコミュニケーションにおいて、重要な役割を果たすと考える。担当したいじめ防止相談対策室職員がこの経験を通じて、保護者対応・事実整理・心理的配慮・判断力といったスキルを身につけ、学校に戻ってからより信頼される管理職や教育リーダーとして活躍される姿も現場では見受けられる。対策室調査を制度的な人材育成の場としても活かしていくことは、教育行政の質の向上にもつながると考える。

２　賛成の立場で討論する。

調査会の人数上限を１０人から１２人とする事は、案件の同時発生に対応が可能となるもの。いじめ防止相談対策室の調査は調査会を希望しない場合やこどもの学校の復帰時期などを考えてスピード感が求められる場合について対応するというきめ細やかな変更と理解し、賛成討論とする。相談は、前提として信頼が無ければならず、関係者ではない調査会による調査でのため、情報の管理や相談者からの信頼についてはこれまで以上に注視されたい。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

重大事態案件に該当するこどもや、その保護者はたくさん傷つき、学校に対し疑心暗鬼となり、学校への信頼はほぼ無くなっている。調査にあたる教育委員会は、結局学校を庇うのかと思われないように、中立の

立場でこどもと保護者との信頼関係をしっかり築いた上で調査をするようにされることを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

市民経済委員会委員長報告書

令和７年７月９日

市民経済委員会に付託されました請願１件、陳情１件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

請願第１号「「食料自給率向上都市宣言」を求める請願書」について報告します。

本件は、本市において、「食料自給率向上都市宣言」をおこない、地域住民への理解を進めていくことを求めるものです。

初めに当局より、

食料自給率は、市単独で把握することが難しく国レベルで調査する数値であると考えます。加工品を含め流通ルートは複雑で、スーパーマーケットに並ぶ商品は全国から仕入れられており、どこの産地のものかを正確に把握することは難しいです。出荷ルートにしましても農協に出荷しているだけでなく、自ら直売していたり、スーパーマーケットに直接卸したり多種多様です。

本市としましては、国が行うべきこと、市単独で行えること、それぞれの役割と協力のもと地産地消等の施策を進め、食料自給率の把握は国の発表する数値の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

我が党は、結党以来、食料自給率を上げるべきであると訴え続けてきた。請願書にもあるとおり、輸入食材に頼ることは国民の健康を害するリスクがあることは様々な研究者から指摘・警鐘があげられている。

また、国防という観点からも食料自給率の向上は必要不可欠である。他の先進国は国家戦略として食料自給率を１００％又はそれに近い水準に維持しており、そのための第１次産業への手厚い保護政策を実施している。

しかしながら、我が国では、稲作については減反政策、近年では主要農作物種子法の廃止や種苗法の改正といった、食料自給率の向上とは逆

行するかのような政策を行ってきた。このような状況では、市民の方が何とかしたい、自治体でも何とか取り組んでくれないかと思うことは当然の帰結である。

この市民の勇気ある意思を最大限尊重すべきと考え、賛成とする。

２　不採択の立場で討論する。

請願で示されている「食の安全」や「地元農業を大切にしよう」という考えには、私たちも深く共感する。食料の安定供給や地産地消の推進は、これからの時代において重要な課題である。

一方で、今回の請願で求められている「食料自給率向上都市宣言」については、実効性の面から慎重になる必要があると考える。現在、流山市では農地や農業従事者の減少が進んでおり、農業の継続そのものが厳しい状況にある。さらに、収益性を高めるためには大規模化が必要だが、都市化が進む中で農業活動への理解が近隣住民に必ずしも得られていないケースも散見される。

また、生産量を増やすだけでは十分ではなく、地場産品を選んで購入する消費行動が伴わなければ、農業の持続可能性には繋がらない。消費者は多様な品目を求める傾向があり、自給率向上のみに注力することで逆に収益性が下がる可能性も否定できない。加えて、食料自給率は市単位で正確に算出することが難しく、成果の見えにくい政策になるおそれもある。

農林水産省の「令和６年度食育白書」でも、食や農への関心はあるものの、「まずは価格が安いことを重視する」という声が多数を占めており、食料政策の現実的な課題を示している。その上で、持続可能な食料システムを構築するためには、食の重要性や価格の合理性、生産者への理解を深めていく必要がある。

農林水産省の「食育に関する意識調査」にあるように、農家の方々と連携して、楽しく取り組める体験型の機会を増やすなどの取組を進めることが本質であると考える。農作物は天候等の様々な影響を受けるため、日々観察して対応しないと、病気になり、収穫時を逸してしまうことなど、本質的な体験こそ増やしてほしい。

流山市では既に、学校給食での地元食材の活用や、農業体験・食育などの取組が行われているが、生産者のこうした取組をさらに加速していくことこそが重要だと考える。

以上の理由から、現時点で流山市において「食料自給率向上都市宣言」を行うことは時期尚早であると判断し、反対とする。
３　採択の立場で討論する。
理由の第１は、「令和の米騒動」と言われる今、これほどまでも多くの国民の関心がコメに集まり、国産の農産物の購入を切望した時期はなく、市民要求と請願は一致していると考える。
第２は、「広報ながれやま」令和７年１月１日号の「地産地消特集　食べよう！ながれやまそだち」の記事を、本当の意味で後押しする請願の提起であると考える。
第３は、請願事項にある「地域住民への理解を進めてください」との指摘は、本市のように農地周辺から都市化している地区の住民からの苦情対応への大きな一助となり、農業と住環境を共に支え合う共生社会の実現につながると捉えることができる。
第４は、農林水産省が発表している地域食料自給率計算シートについては、食料自給率を身近なものとして捉えることを目的とし、地域の人口や主要な農産物等の生産量を入力するだけで簡易的に試算ができ、多くの国民の皆様にとって、地域における農産物の生産と消費について意識を高める取り組みに繋がるため、流山市においても試算については行うべきと考える。
がありました。
採決の結果、２対４をもって、不採択すべきものと決定しました。
次に、陳情第１２号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。
本件は、国民健康保険財政への国庫負担の増額を国へ要望することを求めるものです。
初めに、当局より、
国民健康保険は、年齢構成が高い等の理由により医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えています。
加えて、少子高齢化の進展、被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減少など、国保財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。
このような状況を踏まえ、全国市長会などは、国に対し、国保財政基盤の強化のため、平成３０年度制度改革以降実施されている公費３，４００億円の財政支援について、継続して実施するとともに更なる

拡充を図ること、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること、こどもに係る均等割保険料の軽減について、対象年齢や軽減割合を拡充することなどを要望しています。

今後も全国市長会などを通じて国保財政基盤の強化のための更なる財政支援拡充を国に対して要望していきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

特別会計は、独立採算制が原則である。現状、流山市の国民健康保険は、長期間その原則から逸脱し、一般財源からの繰入れを実施している。その理由は、歳入の多くは低所得者や失業、求職中の方、そして個人事業主等、安定した収入が見込めない人たちが、生活費をやりくりしながら、何とか支払いの費用を捻出していること、現代のストレス社会においては、健康を維持する方が困難な状況で、多少無理をしても仕事を優先する、その結果、ある日突然に病の床に倒れてしまうこと等が挙げられる。

窓口の３割負担・ジェネリック医薬品の推進・レセプト点検の徹底等、財源の確保に努めても追いつかない状況である。さらに、重荷となる要因は、都道府県単位での保険料設定、後期高齢者医療の負担である。先般、議論された国民健康保険料の値上げは、国保そのものの財源悪化というより、県の財政状況、後期高齢者医療への捻出と外部からの変動要因によるものであった。

十字架の重みと苦難への果てしなき道が、絶望の産声を加速させる。これは、本来は他からの助けが必要なのに、レスキュー部隊に投入される、助けられる側がいつの間にか何の援助もなしに助ける側になっている、江戸時代の年貢の取り立ての令和版といった感じである。しかも、独身税ともいわれる、意味不明なお上の声が、高らかに響き渡っている。

あまりにも無責任な国、制度だけ作って地方に丸投げ、だから当然出すべきものは出してもらわないと辻褄が合わないと考える。

よって、賛成とする。

２　採択の立場で討論する。

国民健康保険制度は、加入者による保険料と国・県・市の公費負担に

よって成り立つ仕組みであるが、近年、保険料の高騰や加入者の所得水準の低下により、多くの市町村では制度の維持のために一般財源からの繰入れによって保険料を抑える措置がとられている。

しかしながら、一般財源による繰入れは、国民健康保険に加入していない市民、すなわち受益していない市民にとっても、税という形で間接的に負担を強いることになる。

本来であれば、保険制度は受益と負担のバランスが前提であるべきであり、この構造は、制度の公平性の観点からも課題があると考える。

本市においても令和６年度に保険料率の見直しを実施し、令和７年度から新たな保険料率を適用するなど、各市町村で制度維持のための努力は行われているが、それでもなお、多くの自治体が一般財源を投入せざるを得ないのは、現行制度のままでは保険料が過大となり、住民の生活に深刻な影響を与えるためであり、やむを得ず行っている措置である。

現在の制度設計が、市町村にとって小さくない財政負担を強いる構造となっていること、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案が可決されたことで、これまで国民健康保険に加入していた相当数の方が社会保険に移行することにより国保財政の更なる悪化が懸念され、国による財政支援の強化が必要である。

そのため、国に対しては国庫負担の引き上げを求めつつも、あわせて制度の持続可能性と公平性について地方自治体の実情を国に伝えるということも重要であると考え、賛成とする。

３　採択の立場で討論する。

国は、税は財源であるという立場から、税収によって国の様々な事業施策を行っている。

また､プライマリーバランス､財政収支の黒字化を目標に掲げており、財政支出を絞ってきた経緯がある。そのしわ寄せが地方行政にも大きな影響を与えており、本陳情もその影響下にあることは言うまでもない。

この３０年、経済施策として、緊縮財政増税を続けた結果、景気は完全に衰退し、賃金は上がらず、国民所得は増えず、消費が停滞し現在に至っている。

そして、ここ数年の物価上昇、スタグフレーションに近い状況で、多くの国民が疲弊しており、特に低所得者の負担は計り知れない。

このような状況下では、地方自治体にでき得ることは非常に限られており、ますます自治体の負担が増え、必要最低限の行政サービスの維持も困難になることが懸念され、国の抜本的なてこ入れが急務と言わざるを得ない。

マクロ経済学でも示されるように、景気が悪いときは国による積極的な財政出動が必要である。需要を喚起し、国民の総付加価値額を押し上げることにより､結果税収も増え財政健全化を図ることも可能と考える。国は今こそ、その経済施策を積極財政に転換するべきであり、その一環として国民健康保険の国庫負担を増額するべきである。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

以上

都市建設委員会委員長報告書

令和７年７月９日

都市建設委員会に付託されました議案２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第５３号「市道路線の認定について」について報告します。

本案は民間宅地開発によるもの５路線、千葉県事業によるもの２路線の計７路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

下花輪１号自転車歩行者専用道路は、フェンスが未完成であり、アスファルトにひびが入っている。また、三輪野山１０号自転車歩行者専用道路は、横断歩道が片側にしかない。市道路線を認定したことで、道路の安全利用や、再工事に伴う市の経費がかかるなど問題が生じる可能性があり、今議会での市道路線認定は、いささか早すぎるのではないかと考え、反対とする。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５２号「流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は流山インターチェンジ西部地区地区計画の都市計画決定及び平和台１丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法第６８条の２第１項の規定により建築物の用途等の制限を定め、並びに東洋学園地区地区計画の都市計画変更による当該地区計画の廃止に伴い、

当該地区計画の区域を建築物の用途等の制限の対象から外すものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、反対の立場で討論する。

流山インターチェンジ西部地区地区計画の地区整備計画区域については、まちづくりの在り方として、江戸の台所ともいわれ、市内でも一番の良好な稲作地域であった。地権者が赤字経営を強いられているため、稲作を続けられない、後継者がいないなどの理由は理解するが、物流やにぎわい施設など開発優先になるべきではないと指摘する。

また、平和台１丁目地区地区計画の地区整備計画区域は、地域住民より、データセンター計画が取り下げになったのは良かったといわれている。しかし、なぜ用途地域をもとの第一種住居地域に戻さず、地区計画だけを変更するのかという点について、住民の納得が得られず、行政への信頼を損ねていることから、反対とする。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

別紙４

発議第　１１　号

すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者
流山市議会議員　植田　和子

賛成者
流山市議会議員　うた　桜子
〃　戸辺　滋
〃　笠原　久恵
〃　青野　直

別紙４

すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であると認め、２０２４年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込んだ。しかし「２４年度２．５％、２５年度２．０％のベースアップ」という目標に対し、実際の水準は、２４年度も２．５％には程遠く低い水準に留まっている。その後の政府の追加支援も、すべてが賃上げ財源でもなく、額としては一時金を引き下げられた分の補填にもならない少額な内容といえる。

さらに２５年度は、ベースアップできない医療機関や介護事業所が圧倒的多数となっている。地方によっては、これまでは人事院勧告に準拠する賃金水準をかろうじて維持できていたものの、今回は賃上げ見送りを表明する公的・公立病院も出ている。全産業的には２５春闘において６％前後の賃上げ回答が示される中、ケア労働者は２％にもならない定期昇給のみで、医療・介護現場を離れていく労働者も増えている。

国民生活に欠かせない医療や介護を守る責任を国が果たすならば、政府が公言した、ケア労働者の賃上げ支援策を具体的且つ速やかに実施すべきである。併せて、すべてのケア労働者の持続的な賃上げに結びつけるためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬の抜本的な見直しと、同時に物価高に直撃されている患者・利用者の負担軽減策も実施するべきである。

そこで、下記のことを関係機関に求める。

記

１　医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、追加の賃上げ支援策を実行すること。

２　すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる改定を実施すること。

３　全国と比較しても人口比の病床数が少ない千葉県において、これ以上病床数を減らさないために病床や救急医療の維持と、物価高騰

別紙４

　で苦しむ病院食に向けた県独自助成を実施すること。
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年７月９日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　　石破　　茂　　様
厚生労働大臣　　福岡　資麿　　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
内閣官房長官　　林　　芳正　　様
千葉県知事　　熊谷　俊人　　様

千葉県流山市議会

別紙５

発議第　１２　号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

市民経済委員長　おだぎり　たかし

別紙５

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

今、重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は全国知事会等との協議の結果、低所得の方々の保険料軽減措置として毎年約３，４００億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、１兆円の財政支援の拡充が必要という要望もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、３，４００億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、２０２２年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

そこで、関係機関に対し国民健康保険財政への国庫負担の増額を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年７月９日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　　石破　　茂　　様
厚生労働大臣　　福岡　資麿　　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
内閣官房長官　　林　　芳正　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　６　号

ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

議会運営委員長　藤井　俊行

別紙６

ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議

パレスチナ・ガザ地区における未曾有の人道危機は、少なくとも４万８千人の尊い命を奪い、２０２５年１月１９日、三段階あるとされる第一段階の停戦が実現した。

しかし、ようやく結ばれた停戦は決して恒久的なものではなく、今なお、殺りくと占領が続き、子どもを含む多くの一般人の犠牲者が出続けており、極めて脆弱な状況にある。

平和都市宣言を掲げる本市の市議会として、これ以上、子どもを含めた罪なき一般人への無差別な攻撃は断じて看過することはできない。

そこで、以下のことを関係国及び関係者に強く求める。

記

１　ガザの実効支配勢力は直ちに、人質・被収容者を無条件に解放すること。

２　イスラエル政府は、ガザから早期に完全撤退すること。

３　イスラエル政府・ガザの実効支配勢力は、速やかに恒久的停戦を行うこと。

４　ガザ地区への、医薬品・食料などの人道支援物資を速やかに届けるためのあらゆる手立てを尽くすこと。

５　日本政府は国連憲章と国際法の原則の実現の立場から、ガザの恒久的停戦を求めると共に、パレスチナ全体の和平の実現に向けて、あらゆる外交努力を行うこと。

以上、決議する。

２０２５年７月９日

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　７　号

留学希望の学生ビザに対する不当な制度等の撤回を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

流山市議会議員　高橋　あきら

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　植田　和子

〃　おだぎり　たかし

別紙６

留学希望の学生ビザに対する不当な制度等の撤回を求める決議

アメリカのトランプ政権は、アメリカ国内の大学への留学を希望する人たちの学生ビザについて、審査のための面接の新規受け付けを一時停止するよう指示したと報道されている。また対象は、一般的な学生向けの「Ｆビザ」、職業的な教育や研修を受ける学生向けの「Ｍビザ」、そして、交流訪問者向けの「Ｊビザ」と広範囲と報道されている。

２０２２年１０月から２０２３年９月までの１年間に発給されたビザの件数は７６万８千件にも及び、市内の学生を含め、日本国内でも大きな混乱と、影響が広がる可能性は否定できない。

外交問題等を踏まえ、様々な施策等に対し、流山市議会として発言は差し控えてきた。しかしながら、学問や教育分野にまで、時の政権の意向や思想への従順を求め、資金面だけにとどまらず、留学制度そのものにまで制限や支障を課すことは看過できない。

よって、留学希望の学生ビザ等に対する不当で、高圧的な制度は撤回し、学問や教育の自由等を擁護するよう求める。

以上、決議する。

２０２５年７月９日

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　８　号

米の増産と米農家の所得補償等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

流山市議会議員　植田　和子

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　高橋　あきら

〃　おだぎり　たかし

別紙６

米の増産と米農家の所得補償等を求める意見書

「令和の米騒動」と言われるように、米価の高騰や米不足が国民的な強い関心事となっている。

いっぽう個人経営体の米農家の時給は「６３円」と報道されている。雇用者の労働時間も含んだ２１年、２２年では時給「１０円」とも指摘されており、米農家が安定的に継続的に米を生産できない実態が浮き彫りとなっている。

日本の主食である米を日本人が食べられない、又は購入できないという異常事態に、今こそ政治の役割が強く求められている。そこで以下のことを関係機関へ強く要望する。

記

１　政府として目標を持ち、米の増産体制を構築すること。また後継者の育成や新規雇用を拡大できるよう制度設計を図ること。

２　米農家の所得を保障するため、価格や所得を保障する制度を構築すること。

３　農林水産業に関する予算を増額すること。

４　千葉県独自に農林水産業予算を増やし、県内の農業生産を引き上げられるよう取り組みを強めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年７月９日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　茂　　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
農林水産大臣　小泉　進次郎　様
内閣官房長官　林　　芳正　　様
千葉県知事　　熊谷　俊人　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　９　号

直ちに消費税減税の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

流山市議会議員　乾　えり

賛成者

流山市議会議員　高橋　あきら

〃　植田　和子

〃　おだぎり　たかし

別紙６

直ちに消費税減税の実施を求める意見書

物価も、光熱水費も高騰が続くもとで、国民生活が大変厳しい実態を迎えている。その解決策として、主要政党のほとんどが消費税減税を掲げている。

減税の内容や財源は様々な違いがあるものの、「消費税減税」という点では、国民的な強い要求となっており、国会の過半数を有していることから、直ちに実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年７月９日

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
財務大臣　加藤　勝信　様
内閣官房長官　林　芳正　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１０　号

学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年７月９日提出

提出者

流山市議会議員　清水　大

賛成者

流山市議会議員　森田　洋一

〃　　楠山　栄子

別紙６

学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質および量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、政府は小学校における全国一律の給食無償化を令和８年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有するが、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量の低下が懸念され､自治体ごとに格差が生じるおそれがある。したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、質と量の維持･向上という観点からも実施されなければならないと考える。

よって､国による学校給食無償化の実施にあたっては､すべての児童･生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質および量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項の取り組みを求める。

記

1　学校給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。

2　地産地消の推進、食育の充実など、質の高い学校給食を安定的に提供できる体制を構築すること。

3　長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子どもたちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

別紙６

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年７月９日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　茂　　様
文部科学大臣　あべ　俊子　　様
農林水産大臣　小泉　進次郎　様

千葉県流山市議会

別紙７

令和６年６月４日　議会運営委員会決定

今後のペーパレス化について

１　委員会　※会派代表者会議・全員協議会・常任委員会協議会を含む。

・傍聴議員用の資料のペーパレス化【令和６年６月１４日から実施】

・委員配付資料はペーパレス化することを基本とする。（紙ベースでの次第・議事日程表を除き、配付はしない。）【令和６年６月１４日から試行】
　※当面の間は、各議員の希望により紙ベースも併せて配付する。

・次第、日程表は紙ベースを委員席に配付する。【令和６年６月１４日から施行】

・個人情報を含む資料はｍｏｒｅＮＯＴＥにはマスキングしたものを掲載し、個人情報を含む資料は別途、会派及び会派に所属しない議員に一部配付とする。【９月定例会から試行】

・委員会で資料要求した資料は、メールで委員に配付し、ｍｏｒｅＮＯＴＥに掲載する。【６月定例会から実施】
　※当面の間は、各議員の希望により紙ベースも併せて配付する。

・委員会の途中で配付する資料などは、紙ベースで配付することを妨げない。また、資料は後日、ｍｏｒｅＮＯＴＥに掲載する。【６月定例会から実施】

・指定管理者指定議案の審査資料など、審査の後、回収される資料は紙ベースで取り扱うこととする。【６月定例会から実施】

・各委員が委員会に提出する資料（意見書案・決議案・各種アンケート）は署名又は押印を必要としないものは電子データをメール提出することとする。【従来通り】

２　定例会・臨時会

・定例会・臨時会の開催通知は議長印を省略し、メール（又はＦＡＸ）で通知する。【９月定例会から実施】

・議員配付資料はペーパレス化することを基本とする。（紙ベースでの議事日程表を除き、配付はしない。）【９月定例会から試行】
　※当面の間は、各議員の希望により紙ベースも併せて配付する。

・ただし、下記の資料については、会派ごと希望部数により配付とする。【９月定例会から試行】
　〔予算書、予算説明書、決算書、行政報告書、財政白書、議案書、補正予算書、予決審査資料、予算付属資料、公営企業会計予算書・説明書〕

・議事日程表は紙ベースで各議席に配付する。【９月定例会から実施】

・個人情報を含む資料（人事案件、請願書・陳情書、請願・陳情文書表など）は、ｍｏｒｅＮＯＴＥにはマスキングしたものを掲載し、個人情報を含む資料は別途、会派に一部配付とする。【９月定例会から試行】

・本会議における執行部側の資料は紙ベースとする。【従来通り】

・発言通告書（一般質問通告書、討論通告書など）は紙ベースでの提出とする。【従来通り】

別紙７

令和６年６月４日　議会運営委員会決定

３　執行部提出の各種資料

・メール（又はＦＡＸ）で通知文と併せて資料（又は資料のＵＲＬ）を送付することを基本とし、資料は、市ホームページに掲載される場合は、ｍｏｒｅＮＯＴＥには掲載しない。【順次実施】

４　執行部主催の式典等開催通知

・メール（又はＦＡＸ）での送付を基本とする。ただし、駐車券のように電子化できないものもあることから執行部の判断により郵送等でも可とする。【従来通り】

５　議会事務局作成資料

・議会提要は今後、加除は行わず、各種例規をｍｏｒｅＮＯＴＥに順次掲載する。【順次実施】

・議会要覧は紙ベースでの配付は行わず、ｍｏｒｅＮＯＴＥに掲載する。【令和７年度分から実施】

・議会だより（マチイロからの閲覧や議会ＨＰに掲載するため、紙ベースでの配付は行わない。）【従来どおり】

６　その他

・事務局前の案内版への会議日程の掲載をなくし、ｍｏｒｅＮＯＴＥのカレンダーに掲載する。【９月定例会から実施】

・行政視察の受け入れ時の説明資料は、紙ベースでの対応とする。【従来通り】

資料別 紙資料配付部数希望書

別紙８

会派名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名
（又は議員名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料名	配付希望部数	現在の配付部数
議案書		
予算・決算審査資料		
予算書		
予算説明書		
補正予算書		
予算付属資料		
行政報告書		
財政白書		
決算書		
公営企業会計予算書・説明書		

資料名	配付希望者	現在の配付対象者
上記以外の資料		

別紙９

令和７年度 議会運営委員会委員希望行政視察先集計結果

委員	視察希望時期		視察希望地		備考
	時期（月）	理由	自治体名	視察項目	
藤井 委員長					
近藤 副委員長 渡辺　委員	正副委員長一任		福岡県	投票をちらつかせた嫌がらせ「票ハラ」などの相談にも対応したハラスメント条例について	
			神奈川県藤沢市	ハラスメントの防止に関する条例の制定の背景と経緯、現在の状況について	
			熊本県人吉市	ハラスメント防止条例の制定の背景と経緯、現在の状況について	
			東京都杉並区	杉並区議会公開しないことができる情報に関する取扱い基準について	公開しないことができる情報について「法人等の事業計画、経理、人事等に関する情報」「法人等の診断、指導の内容に関する情報」「法人等の製造技術、生産管理、販売に関する情報」
			鳥取県境港市	議員のハラスメント防止で、政治倫理条例を改正した事例について	
			岩手県久慈市	議会基本条例において規定する、議会が市民と協働する場「かだって会議」について	
岡 委員	正副委員長一任				

別紙９

令和７年度 議会運営委員会委員希望行政視察先集計結果

委員	視察希望時期		視察希望地		備考
	時期（月）	理由	自治体名	視察項目	
おだぎり 委員	正副委員長一任		石川県能登町・珠洲市	大災害に直面し、復旧・復興に向けた議会の役割と取組について	
			兵庫県三田市	ハラスメント根絶条例の制定に向けた経過と議会内での協議、条例制定後の取組について	
			京都府	京都府立大学との包括連携による取組について	府民の代表として多様な意見を集約し、府の意思決定を行う京都府議会と、知の拠点として教育・研究と人材育成に取り組む京都府立大学が包括連携することにより、地域が抱える様々な課題について的確に取り組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資す。
中川 委員	第３回定例会後	今後の協議に時間を要するため	広島県呉市	政治倫理条例について	政治倫理条例において、ハラスメント条項を規定しており、流山市議会における検討に資する。
			岡山県倉敷市	政治倫理条例について	政治倫理条例において、ハラスメント条項を規定しており、流山市議会における検討に資する。

別紙１０

令和７年流山市議会第３回定例会会期日程表（案）

令和７年　月　　日提出

月　日	曜日	内　　容
９月 ４日	木	本会議　午後１時開議 １　会議録署名議員の指名 ２　会期の決定 ３　議案第　　号から議案第　　号 報告第　　号から報告第　　号 （議案上程・提案理由説明及び報告） ４　休会の件
５日	金	休　会　（議案研究）
６日	土	
７日	日	
８日	月	
９日	火	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１０日	水	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１１日	木	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１２日	金	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問 ２　議案第　　号から議案第　　号 （質疑・委員会付託） ３　議案第　　号 （質疑･特別委員会設置･委員会付託・委員の選任） ４　請願・陳情の件 ５　休会の件
１３日	土	休　　会　（議案研究）
１４日	日	
１５日	月	
１６日	火	休　　会　（教育福祉常任委員会）
１７日	水	休　　会　（市民経済常任委員会）
１８日	木	休　　会　（都市建設常任委員会）
１９日	金	休　　会　（総務常任委員会）

月　日	曜日	内　　容
２０日	土	休　　会　（議案研究）
２１日	日	
２２日	月	
２３日	火	
２４日	水	休　　会　（決算審査特別委員会）
２５日	木	休　　会　（決算審査特別委員会）
２６日	金	休　　会　（決算審査特別委員会）
２７日	土	休　　会　（議案研究）
２８日	日	
２９日	月	
３０日	火	休　　会　（決算審査特別委員会）
１０月 １日	水	休　　会　（総合調整）
２日	木	
３日	金	
４日	土	
５日	日	
６日	月	休　　会　（※決算審査特別委員会）
７日	火	休　　会　（総合調整）
８日	水	本会議　午後１時開議 １　議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） ２　議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） ３　発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） ４　所管事務の継続調査の件

（注）※は議会内による指摘要望事項協議日

８月２５日（月）　全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後１時３０分～】
８月２５日（月）　請願・陳情締切【～午後５時】
８月２８日（木）　令和７年第３回定例会招集告示
８月２９日（金）　一般質問通告受付【午前８時３０分～午後５時１５分】
９月　１日（月）　一般質問通告受付【午前８時３０分～正午】
９月　２日（火）　議会運営委員会【午前１０時～】
９月１２日（金）　議会運営委員会【午前９時～】
１０月２日（木）　決算審査特別委員会指摘要望事項提出期限【正午】
１０月６日（月）　決算審査特別委員会（指摘要望議会全体の合意事項決定）【午後１時３０分～】
１０月８日（水）　議会運営委員会【午前１０時～】